

秦野の霊園建設問題:開発巡り市「条例違反ではない」 / 神奈川

毎日新聞 2014年09月09日 地方版

秦野市は8日、同市渋沢にある八国見山南面区域での大規模霊園開発を巡り、県土地利用調整条例違反が指摘されている点について、「条例違反ではない」との見解を示した。同日の市議会本会議で露木順三議員（公明党）の質問に答弁した。

同条例では、民間事業者が霊園開発をする場合、許可面積を20万平方メートル以下と定めている。同地区の計画区域は19万8838平方メートルだが、事業者の公益財団法人「相模メモリアルパーク」（愛川町）が、市道から霊園に入るアクセス道路に駐車場4カ所（広さ計8734平方メートル）を設けるとされている。

露木議員は駐車場も霊園開発区域に含まれ、合わせると20万平方メートルを超え、同条例違反にあたりと追及。これに対して市側は「駐車場は市道と民地を挟んでいるので霊園との一体性はなく、事業主体の同一性もない」と答えた。

霊園開発に反対する自然保護グループのメンバーによると、霊園計画地の大部分と駐車場は、法人と関係がある湘南地域の別の会社の関係者が所有しているといい、メンバーは「事業者の説明をうのみにした答弁で、霊園開発の実態を全くつかんでいない。駐車場は明らかに霊園開発区域に含まれる」と批判している。【高橋和夫】